



令和7年11月20日  
～美ら島の未来を拓く～  
沖縄総合事務局

## 入札監視委員会の審議概要について

### 記者発表資料

沖縄総合事務局開発建設部 入札監視委員会（令和7年度第1回）が、  
令和7年6月23日（月）に沖縄総合事務局において開催されました。  
審議内容は別紙のとおりです。

令和7年11月20日

沖縄総合事務局

記者発表

沖縄総合事務局記者クラブ

#### 【問い合わせ先】

沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理官 森 明彦

契約管理係長 宮良 長幸

代表 098-866-0031（内線 2356・2541）

直通 098-866-1981

沖縄総合事務局開発建設部 入札監視委員会(令和7年度第1回) 審議概要

開催日及び場所	令和7年6月23日(月) 沖縄総合事務局 1階 共用会議室AB	
委員	委員長 中村 真也 (琉球大学農学部教授) 委員 田村 ゆかり (弁護士) 委員 井上 むつき (税理士)	
(委員は50音順:敬称略)		
審議対象期間	令和6年10月1日～令和7年3月31日	
抽出案件件数	総件数 7 件	(備考)
工事	一般競争 (政府調達)	1 件
	一般競争	3 件
	公募型指名競争	0 件
	工事希望型競争	0 件
	通常指名競争	0 件
	随意契約	0 件
建設コンサルタント業務等	2 件	
役務の提供等及び物品の製造等	1 件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<b>抽出事案</b>	
<b>1 工事</b> <b>◆ 令和6年度那覇港(新港ふ頭地区)臨港道路(若狭港町線)P24下部工工事</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資料の総合評価得点結果において、「賃上げの実施に関する評価」の項目について、実際に確認を行うのか。</li> <li>○ 入札価格が12億円規模の工事で、1位と2位の差が数万円となっている。100万円近くの差だったらまだしも、数万円ということには違和感を感じるが、よくあることなのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後日、実際に賃上げ状況を確認する。なされていない場合は、次回減点とする。</li> <li>・ 入札価格については、積算の考え方を事前に公表しており、また、業者の見積もりの精度も高くなっているが、近い値で近年は落札することが多い状況となっている。</li> </ul>
<b>◆ 令和6年度恩納BP4号橋上部工(下り)工事</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総合評価加算点調書において、参加者のうち1者が不参加となっているが、その理由は確認しているのか。</li> <li>○ 評価項目の「企業の能力等」のうち、低入札工事の工事成績や優良施工工事表彰など、「過去2年度間」という評価の視点はこれまでずっと変わらないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理由の確認は行っていない。入札書の提出がなかったため、辞退したものと判断した。</li> <li>・ 開発建設部の総合評価方式等の運用ガイドラインに定められているとおりに行っている。</li> </ul>
<b>◆ 令和6年度植物管理センター撤去工事</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入札調書において、「不参加」が1者、「辞退」が1者、「予定価格超過」が1者、「無効」が3者となっているが、「無効」については、調査基準価格を下回っているということか。</li> <li>○ 当該工事の落札率が高い理由は。</li> <li>○ 今回、解体・撤去工事であるが、「同種工事」の施工実績は「建築工事の施工実績」となっている。解体・撤去というと解体専門の業者を募るものと思っていた。</li> <li>○ 前の案件(令和6年度恩納BP4号橋上部工(下り)工事)は施工能力評価型Ⅰ型だったが、今回は施工能力評価型Ⅱ型となっている。 技術資料の審査表の「企業の能力等」の項目における主な違いが、「工事成績」においては、Ⅰ型では「過去4年度間の工事成績評定点」であったところが、Ⅱ型では「過去5年度間の工事成績評定点」、「優良工事表彰」においては、Ⅰ型では「過去2年度間の優良工事表彰または過去3過年度間のインフラDX代償受賞の有無」であったところが、Ⅱ型では、「過去5年度間の優良工事表彰の有無」という認識で良いか。</li> <li>○ 配点が1つ前に審議した工事(令和6年度恩納BP4号橋上部工(下り)工事)と異なるのはなぜか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事費の内訳書の記載内容が、事前に配付している入札時の積算数量書の内訳と異なっていたため、無効としたもの。</li> <li>・ 当該工事も、(別案件同様)積算の内容が把握できるようになっているため、業者の見積もりの精度が高いものとなっている。また、解体という比較的容易なものであるため、複雑な工程がある工事よりも高い落札率となっているものと思われる。</li> <li>・ 解体・撤去よりも造るほうが難しいため、建築工事の同種工事の実績があれば解体・撤去工事も可能という判断をしている。</li> <li>・ ご認識のとおり、開発建設部の総合評価方式等の運用ガイドラインに定められている。</li> <li>・ 開発建設部の総合評価方式等の運用ガイドラインに基づき配点している。1つ前の工事は土木工事であり、本工事は営繕工事であるため、配点が異なっている。</li> </ul>
<b>◆ 令和6年度平良港(本港地区)防波堤(下崎西)(改良)消波ブロック工事(第3次)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 競争参加資格要件において、主任技術者等が3名まで申請できるということだが、3名まで申請して、うち1人が配置できればいいというか。また、よくある事例なのか。</li> <li>○ 消波ブロック工事のためそれほど技術力も必要としないのにも関わらず、入札参加者が少なく感じる。 入札価格も妥当だと思うが、地区的特殊事情(建設ラッシュで、民間工事に業者が流れる等)もあると思う。入札参加者を増やすための今後のさらなる方策について考えを伺いたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この工事は、入札手続の最中において、別の工事を受注したことにより、その技術者が配置できなくなる場合の代替として他の方でも対応できるようにした。 基本的には、港湾空港の場合は配置予定技術者は1人が一般的だが、この2封筒型に限定して複数名の申請を可としている。</li> <li>・ ご認識のとおり、最近、企業数に対しての応募者数が少ないという傾向で、観光客の増加に伴って民間工事が増えており、国の工事に対する応募者数が少なくなっているという状況がある。 そのため、地元の関係団体に対し、積極的に我々の工事の内容や団体の要望など意見交換を進めている。今後もこのような活動を続けていきたいと考えている。</li> </ul>

(別 紙)

意 見 ・ 質 問	回 答
<b>2 建設コンサルタント業務等</b>  <b>◆ 令和6年度南部国道事務所庁舎解体他設計業務</b>  ○ 資格審査表において、うち1者が「参考見積書の提出」が×印となっている。内容の不備ではなく、未提出のことだが理解できない。提出漏れなのか。  ○ 低入札価格調査の調査について、入札した理由を確認したところだが、一番の問題はキャッシュフローではないかと思う。損益計算書、貸借対照表を確認することはできないのか。	<ul style="list-style-type: none"><li>提出を求める書類が出てこないということはある。提出しなかった理由は聞けないが、今回は他の書類が揃っていたことから、おそらくミスで提出漏れではないかと思われる。今後は状況を見て、同様の事例が多い場合は対策を考えたい。</li><li>経営状況については、確認が可能であれば確認していくことしたいが、実施にあたっては他の機関の状況も確認できればと考えている。</li></ul>
<b>◆ 首里城北殿復元設計業務</b>  ○ データベースによる対象者数において、県内2者、県外71者、入札説明書のダウンロードは6者とのことだが、ダウンロードを行ったにも係わらず入札には不参加であった者に、ヒアリング等を行っているようであればその理由を教えてほしい。 ○ 技術提案書の評価テーマにおいて、防火・防災対策があるが、これは、今回の火災を踏まえての配慮ということか。	<ul style="list-style-type: none"><li>ヒアリングは行っていないが、今回、首里城という歴史的な建物の外観復元であり、特殊な内容であることから、参加者が少なくなったと思われる。</li><li>ご認識のとおりです。</li></ul>
<b>3 役務の提供等及び物品の製造等</b>  <b>◆ 令和6・7年度ダム統管通信設備保守運転監視業務</b>  ○ 技術資料等の審査表だが、「業務実施方針」で満点を取っている業者がいる。一方で「品質管理検査体制」は、他の業者が5点となっているところ、0点となっている。管理体制が0点で実施方針が満点というのは、ありえるのだろうか。  ○ 「ワークライフバランス」の項目においては入札参加者全て0点となっているが、審査の基準を参考までに聞きたい。	<ul style="list-style-type: none"><li>詳細を示せないが、品質管理検査体制については、必要最低限のことを行っている場合は0点としており、優位な点がある場合には点数を付けているため、0点が必ずしも悪いとか実施していないということではない。 業務実施方針については、テーマが3項目あり、3項目全て評価できる場合は満点、2項目の場合は18点、1項目の場合は9点と評価の区分を行っている。</li><li>「ワークライフバランス」の項目については、厚生労働省の認定制度で労使認定など企業の取組を評価している。実態として、沖縄県内において認定を取得している業者は多くないため、0点となってるところが多い状況となっている。</li></ul>
<b>定例報告</b>	
<b>1 入札・契約に関する状況等</b>	
<b>2 対象期間における発注案件について</b>	
<b>3 指名停止措置の運用状況</b>	
<b>4 再度入札における工事別一位不動状況</b>	
<b>5 一者入札推移</b>	